

## 実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	谷住郷地区下の原集落	令和3年3月24日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落において、中心経営体である認定農業者1経営体が入作により耕作しているが、現状維持の意向を示している。

当集落では、下の原営農組合が農地の約4割を集約化している。個人農家は、当組合への農地集約化の意向と中心経営体への発展を期待する声があり、今後、集落内でその検討を深めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>■人材確保の取組方針</b> アンケート調査によれば、「必要である」が50%となっている。 当集落は、水稻を主体とした兼業農家が大多数である。また、各農家は、それぞれ機械を保有し、できる限り、個人耕作を継続したい意向を示している。 また、当集落では、認定農業者1経営体及び下の原営農組合が、当集落の圃場の大半を占めており、個人農家との農地の利用調整が図られている。 当集落では、集落内の耕作者で農地を守っていききたい意識が強い、集落内で耕作者を確保する取組が必要との意見もあり、人材確保に向けた取組みを推進していく。</p>
<p><b>■基盤整備の取組方針</b> アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要ない」が約60%となっている。 当集落は、ほ場整備(10.8ha、H11～H16)が実施済みである。 しかしながら、排水路の土砂の埋塞、田面より用水路が低い、田の水漏れなど営農に支障が生じている個所があり、機能改善に向けた対策が必要となっている。 また、上述に加え、作業効率の向上に向けた、水田の大区画化など小規模基盤整備事業の意向が示された。</p>
<p><b>■新規・特産化作物の取組方針</b> 当集落は、認定農業者1経営体が野菜の作付を行っているが、水害の影響から、水稻を基本とした栽培を継続する。 なお、水稻については、作付の拡大意向を示す耕作者があり、縮小意向を示す耕作者とのマッチングが必要となっている。</p>
<p><b>■鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 当集落では農地全体を囲う金網柵が設置されたが、その接地部分が腐食し、イノシシのくぐり抜けによる被害が拡大している。このため、金網柵の見回り、点検を励行するとともに、補修、取り換えなど必要な対策を講じていく。</p>
<p><b>■集落の農業の発展に向けた取組方針</b> アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が40%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が30%、「Uターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が10%という回答結果となり、80%が担い手との連携の意向を示している。 今後、集落内で耕作する既存の認定農業者1経営体及び下の原営農組合との連携について、検討を深めていく。</p>
<p><b>■その他の取組方針</b> 当集落において、多面的機能支払交付金制度に取り組む谷住郷環境保全組合の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き農地・農業用施設の適切な管理を行っていく。 <b>厳しい水稻経営において、規模の拡大に併せた大型機械の導入、高騰する農業資材の調達</b>が農家の大きな負担となっている。このため、行政に対して、支援制度の構築など要望していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		1.7 ha		1.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。